

昭和学院短期大学長期履修生規程

平成 19 年 1 月 17 日制定

2021 年 4 月 1 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学における長期履修生に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 長期履修生とは昭和学院短期大学学則第 34 条に基づき、短期大学の課程を 3 年、又は 4 年をかけて履修し卒業する者のことをいう。

(手続)

第 3 条 長期履修生としての受入れを志願する者は、出願手続の際に修業年限を申し出なければならない。

(入学の許可)

第 4 条 前条の出願者については、選考のうえ、長期履修生として入学を許可することがある。

(修業年限)

第 5 条 修業年限は 3 年又 4 年とする。

(在学年限)

第 6 条 前条で申請した修業年限内で、卒業に必要な単位が修得できない時は、在学年限 4 年の限度内で延長することができる。しかし、長期履修生としての身分は停止することとなり、授業料等は学則第 8 条に定める修業年限 2 年の学生と同じ扱いとなる。

(長期履修期間の短縮)

第 7 条 長期履修学生が、当該期間の短縮を希望する場合は、「長期履修期間短縮申請書」を、希望する修了学期の履修登録確定日までに、所属学科専攻教務へ提出しなければならない。申請があった場合は、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

(授業料)

第 8 条 授業料等については、学則第 43 条及び第 44 条に定める授業料等の 2 年間の合計額を修業年限により等分に分割し、分納することができる。但し、本規程第 7 条により短縮が認められた場合は、指定の期日までに全額納めるものとする。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する

この規則は 2021 年 4 月 1 日より施行する

